令和4年3月20日

No.388

窗窟金経営情報

公益社団法人中央畜産会

Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号第2ディーアイシービル9階 TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890 URL http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/ E-mail kouhou@sec.lin.gr.jp

主な記事

1 畜産学習室

新産経営における資金計画と資金統制 第2回 一新産経営における資金統制 一

山崎農業経済研究所 山崎 政行

2 行政の窓

畜舎特例法の概要について(1)

農林水産省畜産局企画課

3 畜産統計情報

畜産物生産費統計 報告① 「令和2年牛乳生産費・子牛生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

畜産学習室

畜産経営における資金計画と資金統制 第2回一畜産経営における資金統制

山崎農業経済研究所 山崎 政行

資金統制とは何を行うか

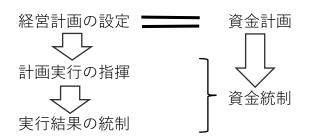
資金管理とは、生産管理、労務管理、販売 管理などと同じように、経営管理の中の一つ である、と説明してきました。そして、資金 管理に失敗しないために、「資金計画」と「資 金統制」が重要であることを説明してきまし た。前回は資金計画について、生産面を考え ることの大切さを説明しました。また、設備 投資時や法人設立時の資金計画について、具 体的に説明しました。今回は、資金統制につ いて説明します。

資金統制という表現、特に「統制」という 言葉は、戦時中でもあるまいし、耳慣れない 言葉でイメージしにくいですね。それでは、「奥さんが財布を握っている畜産経営は、しっかりした経営が多い」という声を聞いたことがないでしょうか。ここに登場する奥さんが行っていることが「資金統制」と言われると、イメージできたのではないでしょうか。

経営者の皆さんが行う、少し硬い言葉で言うと、経営管理は3段階に分かれると言われています。図1を見てください。経営管理の3段階は、「経営計画の設定」⇒「計画実行の指揮」⇒「実行計画の統制」となります。最後の「実行結果の統制」とは、計画を実行した結果を評価検討、分析することです。先ほど登場した奥さんは、財布を握って収入を

(図1)経営管理の3段階と資金管理

経営管理の3段階 資金管理では



確認し、支払先や支払額をチェックし、畜産 経営が継続できるように仕切っている、つま り、「計画実行を指揮」し、「実行結果の統制」 を行っていると考えられます。

計画と実績を比較する

「実行結果の統制」としての検討と分析と は、具体的に何を行うか。まず、計画と実績 の数値の比較を行います。ここで重要なのは、 生産面の計画と実績の比較を数値によって行 うことです。時々、損益計算書の売上げに関 する項目や費用に関する項目の比較で、計画 と実績の比較が終わったと思っている経営者 がいます。特に、金融機関から実績を聞かれ ると、そのような項目についてのみ答えて終 わっている経営者がいます。もちろん、この ような比較も重要ですが、もう一歩踏み込ん で、生産面についても行ってください。技術 には自信があるけど、お金の計算は苦手、と いう畜産経営者も多いようです。また、技術 に関しては自分の経営に限らず他人の経営、 新しい技術に関心を持つ経営者も、損益計算 書の項目になると「しょうがない」といった

諦めに近い気持ちになってしまい、どうして そのような数値(結果)になってしまったの か、具体的に考えることを止めてしまう傾向 があります。しかし、技術を使った経営の結 果がお金に現れるのです。生産面の技術と、 お金はつながっていることを確認してくださ い。前回、資金計画は、生産面から販売まで のモノの流れを支えるお金の計画であること を説明しました。まず、モノの流れ、即ち生 産面から考えることが重要です。資金統制に おける計画と実績の比較も、生産面から行う ことが重要です。

表は、ある酪農法人の設立時の資料の一部 です。表-aに書かれている項目は、表-bの 収入・支出(損益計算書)の項目と少し違い ますね。生産面に関する項目が含まれている ことがお分かりいただけるでしょうか。この ような項目が、酪農経営の資金管理には重要 なのです。表-cは、資金繰りの項目です。 この法人では $\mathbf{表}a\sim\mathbf{c}$ までを縦につなげ、1つの表にしています。これらの項目の数値を 明確にしないと、資金計画も立てられないし、 資金統制も行えないのです。

(表-a) 〇〇牧場事業計画・実績(3か月分)

項目	計画	実績	計画	実績	計画	実績
年月	令和○	年〇月	令和C	年〇月	令和C	年〇月
日数						
期首乾乳牛飼養頭数						
当月乾乳頭数						
当月導入頭数						
当月導入事故頭数						
当月分娩頭数						
期末乾乳牛飼養頭数						
期首搾乳牛飼養頭数						
当月分娩頭数						
当月乾乳頭数						
死廃用						
生体廃用						
生体販売						
はらみ販売						
当月廃用頭数						
期末搾乳牛飼養頭数						
期首成牛飼養頭数						
期末成牛飼養頭数						
期首スモール飼養頭数						
当月分娩頭数						
スモール販売頭数						
期末スモール飼養頭数						
乾乳牛飼養日数						
搾乳牛飼養日数						
平均乳量						
出荷搾乳日数						
出荷乳量(kg)						
スモール飼養日数						
当月種付回数						
正社員人数						
正社員給与						
パート人数						
パート給与						
スモール単価						
生体廃用単価						
生体販売単価						
はらみ販売単価						
生乳単価						
搾乳飼料 1 頭単価						
TMR給与量						
TMR単価						
乾乳飼料 1 頭単価						
スモール飼料 1 頭単価						
ツ 大次州の社会しれて胎担!	1	·	- 4-11	(白成)ナン次少		_

[※] 本資料の対象となる牧場は搾乳牛飼養数百頭規模の経営であり、綿密な資料となっている 上記資料はエクセルで作成されており、便宜上同じ項目を掲載していることがある。

(表-b) 〇〇牧場事業計画·実績(3か月分)

	項目	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	年月	令和〇:	年〇月	令和○	年〇月	令和○	年〇月
	日数						
	生乳売上高						
	スモール売上高						
	肉・廃牛売上高						
収	役務収益						
入	雑収入						
	補助金						
	消費税還付						
	収入計						
	租税公課						
	役員報酬						
	役員賞与						
	給料手当						
	雑給						
	賞与						
	退職金						
	法定福利費						
	福利厚生費						
支出	退職給付費用						
出	採用教育費						
	飼料費						
	荷造運賃						
	小農具費						
	減価償却費						
	交際費						
	支払利息						
\•\ .	販売管理費計						

[※] 表-a同様、綿密な資料となっている。

(表-c) 〇〇牧場事業計画·実績(3か月分)

	項目	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	年月	令和○年○月		令和○	年〇月	令和○年○月	
	日数						
	期首手元資金						
	収入計						
	販売管理費計						
	減価償却費・除却損戻入						
	借入						
	借入リース						
資金繰り	消費税						
金紹	固定資産の取得						
1	固定視差の取得(仮勘定)						
	固定資産の取得(乳牛)						
	増資						
	借入金返済						
	借入金リース返済						
	所得税・住民税						
	期末資金残高						

[※] 表-a同様、綿密な資料となっている。

計画との違いの原因を考える

計画に対して実績を記入すれば、統制が終 わるわけではありません。むしろそこからが 本番です。計画と実績の違いの原因を考えま す。自分の記入した表の全体を見てみましょ う。計画と実績の違いの数値の大きい項目か ら考えるのも一つの方法です。また、経営に 与える影響が大きいと判断される項目から考 えるのも一つの方法です。資金計画は、生産 に関する項目から作り始めました。資金統制 はどこから検討するか。やはり、生産面に関 する項目から考えましょう。

例えば、表で考えると、種付け回数や平均 乳量の計画と実績の違いから検討を始めま しょう。計画に計上した数値は、どのような 根拠から出した数値だったのでしょうか。実 績の数値が下がっているとしたら、その原因 を考えてみてください。計画の数値が高すぎ るとしたら、計画の見直しが必要かもしれま せん。種付けや受胎に関する数値を見直すと、 分娩や搾乳牛に関する項目など、多くの項目 の計画に影響が出てきます。最終的には、生 乳売上高の計画の数値が変わってきます。問 題を先送りせず、改善すべき点は早く手をつ けるべきでしょう。逆に、数値が良かった場 合も、その原因を考えましょう。

生産面に関する支出関係では、飼料費と減 価償却費もポイントになる項目です。飼料費 は、配合飼料価格などは現在も高止まりの状 態です。自分達の個別の努力では、なかなか 対応が難しい面があります。ただ、中身をよ

く検討することによって対策も少し変わって きます。一般的に、酪農経営にとって飼料費 は4割以上を占めると言われています。経営 に与える影響も大きいので、違いの原因を十 分に検討することが大切です。配合飼料の価 格は、①主な原料であるとうもろこしの豊 作・不作による価格変動、②日本までの海上 運賃の高騰による価格変動、③購入側が日本 の「円」と、販売側のアメリカ等の「ドル」 の為替(かわせ:例えば100円=1ドルから 120円 = 1 ドルになると、100ドルの飼料が1 万円で変えていたものが1万2000円でなけれ ば買えなくなります) の三つの要素で決まる と言われています。とうもろこしの豊作・不 作という一時的な価格変動なのか、海上運賃 が高止まりしてしまっているからなのか、日 本経済の全体を通して為替の水準が変わって きてしまっているのか、あるいは複数の理由 によるのか。理由がはっきりすると、価格変 動が一時的な現象なのか、しばらく続くのか、 ある程度分かってきます。

また、酪農経営の減価償却費は、乳牛の減 価償却費の割合が高くなっています。計画よ り乳牛が増えれば、当然増えます。また、導 入の単価が上がれば頭数が同じでも増えま す。逆に、計画通り乳牛導入が行われず頭数 が減れば、下がります。減価償却費が減れば 費用全体の減少にもつながりますが、喜んで はいられません。乳牛頭数が減れば、生乳生 産量が減るのが一般的で、売上げも下がって いくからです。

このように、計画と実績を比較して原因を

検討していくと、生産面と損益計算書の項目 が密接につながっていることが、よく理解し ていただけるのではないかと思います。

外部的な原因かの一時的な原因か

ここで、計画と実績の違いを検討するとき のコツを二つお教えします。一つは、原因が 経営の内部にあるのか外部にあるのかを考え ることです。両方に原因があることもありま す。大切なのは、「経営内部の原因を見ない ふり」や「外部に原因があるからと放ってお く」ようなことをせず、原因を明確にするこ とです。原因が経営内部にあるにも関わらず、 見ないふりを続けると傷口が深くなり、改善 が難しくなっていきます。原因が外部にある 場合、すぐに動けば簡単に解決できたような ことも、放っておいたためにドブにお金を捨 て続けるようなことになってしまうこともあ るのです。

二つ目のコツは、配合飼料価格の変動のと ころでも触れましたが、原因が一時的なもの かどうかを考えることです。一時的であれば、 計画の見直しまでは必要ないかもしれませ ん。一時的なものではなく、そのような状況 が続くと予想される場合は(このような場合) の原因を、「一時的」に対して「構造的」と 呼ぶことがあります)、計画の見直しを含め て、抜本的な対策が必要になります。構造的 な問題を含んでいるにも関わらず、一時的な 状態だろうと思い込んでしまわないように注 意が必要です。一時的なものかどうかを見極 められるようになるためには、普段から情報 を豊富に仕入れておき、見極めができる『目』 を持つことが大切です。相談できる相手を確 保できているかどうかも、重要です。

原因から対策を考える

計画と実績の違いの検討は進みましたか。 生産面に関する計画と実績の違いの原因はつ かめましたか。比較しているだけでは前に進 めません。特に、その原因が技術など経営の 内部にある場合は、早く対策を取りましょう。

肥育牛を担保にして資金を調達する仕組み を作ったある地域では、畜産経営と関係団体 が、枝肉格付成績から資金繰りを含めた財務 状況を改善した事例があります。肥育牛を担 保とすることと併せて、担保の状況、ひいて は経営全体の状況をモニタリングしていたと ころ、枝肉格付成績の低下という実績から、す ぐに関係者が集まって原因を検討しました。 その結果、飼料の給与方法と飼養牛の過密管 理に問題があることを突き止めました。直ち に対応したこともあり、およそ1年半後には 枝肉成績が劇的な改善を遂げ、財務状況も改 善しました(北海道酪農畜産協会市居幸喜『畜 産経営におけるABL活用への支援』(中央畜産 会[畜産コンサルタント2021年8月号)]参照)。

このように、資金管理に金融機関や関係団 体にも入ってもらい、1人で気づいてもやり 過ごしてしまうようなことを、関係者全体の チームで強力な資金統制に高めていく方法も あります。また、この事例からは、資金統制 というものが、常時行われていることの重要 さが分かります。

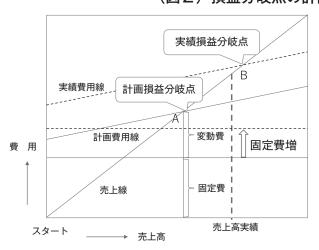
資金の使いみちを変える

検討の際に、前回の資金計画のときに説明 した損益分岐点を使った方法をご紹介しま す。図2をみてください。計画時の損益分岐 点Aが、実績ではBに移っていたとします。 売上高の実績が損益分岐点Bの売上高よりも 低く、赤字の状況です。原因を考えましょう。 その原因は、図を使うことによって、固定費 の増加だと確認できました。固定費の何が計 画以上に増えたのか。対策として、増えた固 定費を減らせるのか。固定費が増えたところ を変動費を減らして対応できるのか、あるい は売上高を増やしてB点より右へもってこれ れば黒字にすることも可能です。

このような図にしてみると、原因と対策も 分かりやすくなるかもしれません。十分に検 討し、固定費や変動費を変える努力をする、 即ち資金の使いみちを変えていくのです。

資金統制の対策として、固定費を減らす努 力はよく行われます。一般企業では、固定費 である人件費を削減する対策が取られること もあります。もちろん、そのような方法が有 効であることも多いのですが、安易には選ん でほしくありません。特に少人数の経営では、 人材に与える影響が経営全体に跳ね返ってく ることも多いのです。ある経営者は、外部か ら「総人件費が高すぎる」との指摘を受けま した。8時間勤務を実現しており、どうして も人件費が高くなっていたのです。しかし、 その経営者は、「これは地域貢献の成果だと 考えている | として、そこを削ることはしま せんでした。一つの信念です。他の方法での 経営改善の努力を行っています。

計画と実績の違いから原因を探り、経営改 善に向けた努力、資金の使いみちを変えよう とするときは、場合によっては、周囲にもよ く相談されることと思います。しかし、よく 耳を傾けつつも、十分に検討し、慎重に行動 してください。



(図2) 損益分岐点の計画と実績

「固定費」が増加し、 「損益分岐点 | がA⇒Bに移動

【動変費】

肥育素牛、飼料費など ⇒主に「売上原価 |

【固定費】

役員報酬、給与、法定福利費 減価償却費など

⇒主に「販売費・一般管理費」

意識と情報による「指揮」

ここまで、資金統制について、「実行結果 の統制」を中心に説明してきました。図1の 順序とは逆になりますが、最後に、「計画実 行の指揮」について説明します。一般的には、 経営者が生産面の担当者、販売の担当者、資 金管理の担当者に指示を出して監督すること を指します。少人数の畜産経営にあっては、 経営者が担当者であることも多く、考えて、 指示を出して、監督することも自分でやらな ければならないことが多くなります。経営者 が担当者に指示を出す、ということは、経営者 が考えたことを言葉にして相手に伝える、と いうことです。これを経営者が自ら一人でや るということは、気楽な面がある反面、相手 に伝える言葉に置き換えることがなくなり、 結果として経営者としての考えもあいまいな ままになりがちで、惰性で経営を続けていく ことになりかねないのです。常時行わなけれ ばならない資金統制も、知らず知らずのうち にあいまいで惰性で行ってしまうことになり かねません。

自分の畜産経営を良くしていくための「計 画実行の指揮」を行うには、どのようなこと が必要でしょうか。一つは、自分の経営の方 向性を明確にした「意識」を持つことです。 よく「あの人はブレない」という声を聞くこ とがあると思います。信念を持ち、それに沿っ た行動をしている経営者には、優秀な経営者 が多くいます。彼らは常に「自分らしい経営」 というものを意識しているのです。肩に力を

入れすぎた意識ではなく、自然体でいる中で もブレない意識です。

経営者が意識していることを実行するとき に必要なものが「情報」です。二つ目が、こ の「情報」を集め蓄積することです。情報に は、自らの経験の中から得たものと、外部か ら取り入れたものがあります。自ら経験がで きることには限度があります。外部からの情 報を積極的に取り込むことによって、多くの 情報を蓄積してもらいたいと思います。しっ かりした意識を実行に移す手段を、情報の中 から選択して、指揮してください。意識と情 報による指揮は、計画実行の場面で役立つば かりでなく、計画と実績の違いの原因を探っ て対策を判断するときにも必要とされます。

情報の少ない経営者と豊富な経営者とで は、対策の選択の幅が大きく違ってきます。 本シリーズで繰り返し紹介した資金管理の鉄 則「長期借入金の要償還額<償還財源【減価 償却費+利益】」も、一つの情報としてぜひ 覚えておいていただきたいと思います。

前回と今回で、資金計画と資金統制につい て説明しました。その内容、違いをご理解い ただけたでしょうか。生産面から考える、と いう共通点もありました。最も大きな違いは、 資金統制は常時行わなければならない、とい う点かもしれません。自身の畜産経営の方向 性の意識をしっかり持ち、生産面からよく考 えて資金統制を行っていくことが大切になり ます。

(筆者:山崎農業経済研究所 所長) 問い合わせ先: m.t.n.m.e.noie@ozzio.jp

畜 産 映 像 情 報

がんばる! 畜産! 5

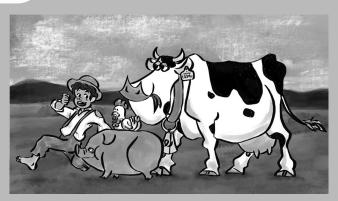
SJRA

日本中央競馬会特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、 大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を 自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざま な工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がた くさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を 消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方はもとより消費者の 方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展 につなげることを目指しています。



畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

●配信中の内容●

牛の増頭に貢献する!家畜改良事業団/総集編①地域と連携する畜産/総集編 畜産の最新研究・技術を見る ほか

ドキュメント!畜産の新主役たち

このコンテンツでは、畜産物の安全性確保や6次産業化の取り組み、女性、障がい者など多様な担い手の活躍を「人」に着目して紹介します。

●配信中の内容●

総集編①家族経営の畜産を見る/総集編 畜産の未 来を拓く女性/豚の肉質を中心とした育種改良技術 ほか

なるほど!畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介します。

●配信中の内容●

美味しい豚肉が出来るまで(総集編)/鶏肉特集第 1弾 江戸文化を受け継ぐ東京しゃもを大特集!/ 鶏肉特集第二弾!我が国唯一の肉用鶏育種改良機関 ほか



「がんばる!畜産!5」

URL: http://jlia.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部(情報) TEL:03-6206-0846 FAX:03-5289-0890





行政の窓

畜舎特例法の概要について(1)

農林水産省畜産局企画課

はじめに

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する 法律」(畜舎特例法) は令和3年5月19日に公 布され、令和4年4月1日から施行されます。

畜舎特例法が制定されたことにより、これ まで畜舎や堆肥舎が建築基準法令の基準や手 続に基づかなければ建築できなかったもの を、畜舎建築利用計画を都道府県に申請し、 認定を受けることで、建築基準法令の適用を 受けず、新たに畜舎特例法令の基準により建 築できるようになります。

本稿では、畜舎特例法の概要を紹介すると ともに、令和3年12月16日に公布された畜舎 特例法施行規則等で定められている具体的な 基準や手続等について、2回に分けて説明い たします。

Ħ 的

本法の目的は、畜産業の国際競争力の強化 や畜産業の振興を図るため、畜産業に必須で ある畜舎等について計画認定制度を定め、計 画の認定を受けた畜舎等に対し、建築基準法 の特例を適用するというものです。

対象となる畜舎等の定義は表1で示してい ます。畜舎は、家畜の飼養の用に供する施設 およびこれに関連する施設であり、酪農にお ける搾乳施設等も含まれます。また、堆肥舎 は家畜排せつ物の処理または保管の用に供す る施設であり、スラリータンク等は建築物で はないため該当しません。

また、これらの施設内に設けられる室で あって、①飼料の調製作業、データ整理等の 畜産経営に関する軽微な執務・作業を行う 室、②飼料、敷料、農業用機械等の保管する 室については、それらが過半を占めるなどし ない限りは、畜舎等として扱われることにな りますが、居住の目的のための室(寝室、仮 眠室等) や長時間の執務のための室がある場 合は畜舎等にはなりません。

また、市街化区域・用途地域に建築される 畜舎は対象外となります。さらに、対象とな る畜舎等は高さが16メートル以下の平家であ り、建築士が設計したものに限ります。

次に、畜舎等の建築および利用に関する計 画(畜舎建築利用計画)は畜舎等を建築等す

(表1) 畜舎等の定義

畜舎及び堆肥舎の定義

(1) 畜舎の定義 (農林水産省令第1条)

- 家畜を飼養する施設(乳牛舎、乾乳舎、肉牛舎、肥育豚舎、繁殖豚舎、採卵鶏舎、肉用鶏舎、幼牛舎、育雛舎、育成豚舎、分娩舎、病畜舎等)
- 搾乳施設
- 集乳施設 (飼養施設に付随するもの)
- 飼養施設、搾乳施設若しくは集乳施設に附属する門又は塀
- 飼養施設、搾乳施設又は集乳施設の内部にある、①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは畜舎の一部として扱う

(2) 堆肥舎の定義 (農林水産省令第2条)

- 家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(袋詰めされた堆肥等の製品化したもののみを保管する倉庫は家畜排せつ物の保管行為に当たらないため該当しない。また、発酵槽、縦型コンポスト等の工作物は屋根及び柱若しくは壁がないため該当しない)
- 上記の堆肥舎に附属する門又は塀及び堆肥舎の内部にある、 ①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは堆肥舎の一部として扱う

る際に申請することとなりますが、その「建築等」の定義は、「新築」「増築」「改築」「柱等の撤去」「作業の能率の向上に資する模様替え*1」としています。

※1 例として、畜舎等に日光を通すことによって堆肥の乾燥・発酵を進め、清掃や攪拌の作業の効率化を図るため。屋根材を金属板から光透過性の高い樹脂板に置き換える場合があげられます。

技術基準・利用基準

(1) 概要

畜舎特例法の畜舎は、構造等の基準のみで 規制する建築基準法とは異なり、畜舎の利用 方法等に関する「利用基準」と、畜舎の構造 等に関する「技術基準」との組み合わせによ り安全性を担保することとしています。これ は、畜舎が住宅や事務所等と比べて滞在時間 が短いため、これを踏まえた利用基準を定め ることにより、技術基準を緩和しても畜舎と しての安全性は確保できるという考えからです。このため、利用基準が厳しければ技術基準は緩く、また利用基準が緩ければ技術基準 は厳しくなることとなります。

具体的な組み合わせとしては、A構造畜舎 等とB構造畜舎等の2つの構造としており、 具体的な構造としては、

- ・ A構造畜舎等:中規模の地震動(震度5 強程度)に対して、構造部材に損傷が生じ ない程度の構造方法を用いるもの、いわゆ る建築基準法の考え方と同等のものとし、 これに適用される利用基準は簡素なもの、
- ・ B構造畜舎等:中規模の地震動に対して、構造部材に損傷が生ずる可能性があるが、倒壊しない程度の構造方法を用いるものとし、これに適用される利用基準はA構造畜舎等に適用される利用基準にさらに滞在時間の制限等の規制が加味されたもの、としています。

(2) 技術基準

技術基準は「畜舎等の敷地、構造及び建築 設備に関する基準」としていますが、畜舎等 に必要となる建築基準法の各基準の考えを基 本的に踏襲した基準であり、一部の基準につ いては緩和し定めたものです。具体的には、 畜舎等の敷地、構造および建築設備に制限を 加え、地震、火災等から守る「単体規定」と 都市計画区域等の一定の区域における畜舎等 の形態等に関して制限を加え、市街地環境の 確保を図る「集団規定」から成り、建築基準 法より緩和がされたのは単体規定です。

基準が緩和された畜舎等がB構造畜舎等に なりますが、B構造畜舎等の技術基準を簡単 に説明すると、木材、鋼材、コンクリートに ついて、建築基準法ではこれらの強度に一定 の係数を掛け合わせ、強度を低くすることに より構造計算を行っていますが、B構造畜舎 等ではこれらの部材の強度をそのまま使って 構造計算を行うこととし、その分、柱や梁等

に使われる部材の量を建築基準法で建築する ものより削減できることとしました。なお、 B構造畜舎等は、災害等によるリスクが大き くなっていることを踏まえ、屋根はプラス チック板、金属板、木板といった軽い材料で なければならないこととしています。

(3) 利用基準

畜舎等が建築基準法より緩和された技術基 準であっても、災害時に人命が守られるよう にするため、畜舎の利用の方法を規制するの が利用基準であり、表2にその内容をまとめ ています。留意すべき点は次のとおりです。

① 滞在密度制限

B構造畜舎等について、その規模に応じて、 最大滞在者数(同時に滞在できる者の上限) および延べ滞在時間(滞在時間の合計)を定 めています。通常時に適用されることとして いますが、家畜の出荷やワクチン接種等は通 常時に含まれ、通常時に含まれない例として は、家畜伝染病の発生による殺処分や消毒作

(表2) 利用基準

主な利用基準

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間が畜舎等の 床面積に応じ次の表に掲げる数値以下であること。 (A構造畜舎等を除く)

面積	延べ滞在時間	最大滞在者數
0㎡超~1,000㎡	8時間・人	4人
1,000㎡超~2,000㎡	1 6時間・人	8人
2,000㎡超~3,000㎡	24時間・人	12人
3,000㎡超~	3 2時間・人	16人

- 二 午後10時から午前4時までまでの間、やむを得ない場合を除き、畜舎で睡眠する者の数が 0であること。
- 三 災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと。
- 四 2以上の避難口が特定されていること。
- 五 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。 (A構造畜舎等を除く)
- A構造畜舎等にあってはA構造畜舎等であること (B構造畜舎等も同様) を当該畜舎等の 見やすい場所に表示すること B構造畜舎等は、畜舎に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明すること

業時があげられます。

② 夜間睡眠の禁止

居住のための居室が設けられないため、畜舎等で寝泊まりすることは想定されませんが、避難に支障が生ずる可能性が高い夜間の時間帯に畜舎等の中で睡眠してはいけないこととしました。やむを得ない場合を除くとされていますが、これは家畜の分娩介助等の待機時間に意図せず短時間仮眠してしまった場合に直ちに違反扱いにはしないことを想定しています。

③ 避難経路の確保

避難経路上に物品を存置してはいけないこ ととしました。

④ 避難口の特定

畜舎等に外部に避難可能な避難口を2以上 設けなければならないこととしました。

⑤ 避難訓練

B構造畜舎等について、避難訓練を定期的に実施し、実施したことの記録を保存しなければならないこととしました。

6 表示

畜舎特例法の畜舎等(A・B構造畜舎等) であることを見やすい場所に表示しなければ なりません。

(7) 説明

B構造畜舎等について、従業員や一時的な滞在者に災害時の避難方法等について説明しなければならないこととしています。

木造畜舎等への緩和措置

建築基準法においては、防火に関する規制

として、延べ面積が3000㎡を超える建築物は耐火構造等とするか、壁等によって3000㎡以内に区画しなければならないこととされています。一方、特に養豚業において規模拡大が進み、生育ステージごとに畜舎を移動して使用するため、防疫の観点からも畜舎間を渡り廊下等でつなぐ必要がありますが、その場合、延べ面積が3000㎡をすぐ超えることとなってしまうことから、規制への負担が大きいという声がありました。このため、畜舎特例法では、

- ① 畜舎等を渡り廊下によって隔て、隔てられた各畜舎等を3000m 以下とする、
- ② 隔てられた畜舎等の周囲に延焼防止上有 効な空地(畜舎等の高さに相当する離隔距 離)を確保する、
- ③ 利用基準に、定期的な消火訓練の実施に 関する記録の作成・保存、火を使用する設 備等や渡り廊下に可燃物を存置せず、存置 しないことの記録の作成・保存の規定を置 き、遵守する、

場合には、木造等の畜舎であっても3000㎡ を超えても良いこととしました。

なお、1棟の面積が3000㎡を超えることとなることから、次回説明する床面積が3000㎡以下の畜舎等である特例畜舎等には該当せず、技術基準に係る申請・審査等(いわゆる建築確認に相当する手続)は免除されないのでご注意願います。

(筆者:農林水産省畜産局企画課 課長補佐 林 康之)

畜産統計情報

畜産物生産費統計 報告① 「令和2年牛乳生産費・子牛生産費」を公表

農林水產省大臣官房統計部

農林水産省大臣官房統計部は令和3年12月 17日、令和2年牛乳生產費、肉用牛生產費、 肥育豚生産費を公表しました。今回は牛乳生 産費および肉用牛生産費のうち子牛生産費に ついて報告いたします。

牛乳生産費

農業経営統計調査の牛乳生産費統計は、牛 乳の生産コストを明らかにし、加工原料乳生 産者補給金の算定、経営改善対策の資料等を 整備することを目的としている。

1. 調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく 農業経営体のうち、世帯による農業経営を行 い、搾乳牛1頭以上飼養し、生乳を販売した 経営体(個別経営)を対象に実施した。

2. 調査期間

令和2年1月から12月までの1年間

3. 調査対象経営体数

全 国:422経営体(うち、集計経営体

数:408経営体)

北海道:234経営体(うち、集計経営体

数:227経営体)

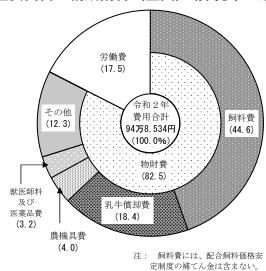
都府県:188経営体(うち、集計経営体

数:181経営体)

注:集計経営体とは、調査期間中に脱落等に より調査不能となった経営体および調査 期間中の調査対象畜の飼養実績が調査対 象に該当しなかった経営体を除いた経営 体としている。

4. 調査結果の概要

令和2年の搾乳牛1頭当たり資本利子・地 代全額算入生産費(全国)(以下「全算入生 産費」という。)は82万8207円で、前年に比 べ4.0% 増加し、生乳100kg 当たり (乳脂肪 分3.5%換算乳量)全算入生産費は8,441円 で、前年に比べ2.5%増加した。



(図1)主要費目の構成割合(全国)(搾乳牛1頭当たり)

(表1)令和2年生乳生産費(全国)

			搾乳牛1	頭当たり	生乳100kg 当たり(乳脂肪分3.5% 換算乳量)			
	区分		実 数	対前年度増減率	実 数	対前年度増減率		
生	産	費	円	%	円	%		
物	財	費	782,582	2.2	7,978	0.7		
労	働	費	165,952	△ 1.1	1,692	\triangle 2.5		
費	用 合	計	948,534	1.6	9,670	0.2		
生 産	費(副産物価額	差引)	783,326	4.2	7,986	2.8		
支払	利子・地代算入り	生産費	790,490	4.2	8,058	2.7		
資本和	河子・地代全額算入	生産費	828,207	4.0	8,441	2.5		

注:対前年増減率は、令和2年と令和元年を比較したものである(以下同じ。)。

(表2) 牛乳生産費(全国)

区分	単位	公和 二年	令和	2年	対前年度
	平匹 	令和元年	実 数	構成割合	増 減 率
搾乳牛1頭当たり				%	%
物財費	円	765,981	782,582	82.5	2.2
うち 飼料費	"	411,699	422,646	44.6	2.7
乳 牛 償 却 費	"	171,383	174,711	18.4	1.9
農機具費	"	38,454	38,365	4.0	\triangle 0.2
獣医師料及び医薬品費	"	30,027	30,726	3.2	2.3
労 働 費	"	167,800	165,952	17.5	△ 1.1
費 用 合 計	"	933,781	948,534	100.0	1.6
副 産 物 価 額	"	182,378	165,208	-	△ 9.4
生産費(副産物価額差引)	"	751,403	783,326	-	4.2
支払利子・地代算入生産費	"	758,671	790,490	-	4.2
全 算 入 生 産 費	"	796,467	828,207	-	4.0
生乳100kg 当たり(乳脂肪分3.5% 換算乳量)					
全 算 入 生 産 費	円	8,236	8,441	_	2.5
1経営体当たり搾乳牛飼養頭数	頭	58.7	61.2	-	4.3
搾乳牛1頭当たり投下労働時間	時間	99.56	96.88	-	\triangle 2.7

(表3) 牛乳生産費と乳用牛飼養戸数・頭数の推移(全国)

区分	搾乳牛 1頭当たり 全算入生産費	生乳100kg当たり (乳脂肪分3.5% 換算乳量) 全算入生産費	搾乳牛 1 頭当たり 生乳価額	搾乳牛 1頭当たり 投下労働時間	飼養戸数	飼養頭数
	円	円	円	時間	戸	千頭
平成23年度	729,137	8,080	726,050	105.24	21,000	1,467
24	737,962	8,088	746,804	104.95	20,100	1,449
25	753,535	8,247	759,422	104.68	19,400	1,423
26	765,924	8,290	816,802	104.94	18,600	1,395
27	736,480	7,812	858,540	104.40	17,700	1,371
28	738,314	7,787	868,727	105.71	17,000	1,345
29	757,043	7,972	883,512	104.02	16,400	1,323
30	782,435	8,068	895,672	101.48	15,700	1,328
令和元年	796,467	8,236	901,366	99.56	15,000	1,332
2	828,207	8,441	920,644	96.88	14,400	1,352

資料:農林水産省統計部「畜産物生産費」

注:調査期間は、平成30年度までは4月から翌年3月、令和元年以降は1月から12月である。

注: 平成31年以前の数値は畜産統計調査に基づく統計結果であり、令和2年の数値は牛個体識別全国データベース等の行政記録情報及び関係統計を用いて集計した加工統計の結果である。

(表4)経営概況(1経営体当たり)

							乳用牛					
区 分		世帯員				耕	地		畜 産	用 地		飼養頭数
			計	男	女		牧草地	計	畜舎等	放牧地	採草地	〔調 査〕
		人	人	人	人	a	a	a	a	a	a	頭
全 国												
平和元年	(1)	4.5	2.6	1.6	1.0	3,066	2,486	355	105	228	22	89.3
2	(2)	4.5	2.6	1.6	1.0	3,131	2,531	330	104	210	16	94.7
対前年増減率(%)	(3)	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	1.8	$\triangle 7.0$	△1.0	△7.9	△27.3	6.0
飼養頭数規模別												
1~ 20頭未満	(4)	3.3	2.0	1.2	0.8	901	339	63	27	36	_	19.5
20~ 30	(5)	3.9	2.1	1.3	0.8	986	525	183	54	129	-	34.4
30~ 50	(6)	4.5	2.5	1.5	1.0	2,037	1,651	385	62	277	46	61.6
50~100	(7)	4.8	2.9	1.7	1.2	4,547	3,906	482	130	344	8	111.7
100~200	(8)	5.8	3.1	1.9	1.2	6,098	5,258	426	271	155	-	224.8
200頭以上	(9)	6.9	4.1	2.8	1.3	10,607	8,915	503	312	124	67	417.0
北 海 道												
平和元年	(10)	4.8	2.8	1.7	1.1	6,411	5,725	767	174	574	19	133.1
2	(11)	4.8	2.8	1.7	1.1	6,333	5,575	712	171	506	35	136.1
対前年増減率(%)	(12)	0.0	0.0	0.0	0.0	$\triangle 1.2$	△2.6	$\triangle 7.2$	△1.7	△11.8	84.2	2.3
都 府 県												
平和元年	(13)	4.2	2.5	1.5	1.0	895	383	88	61	3	24	60.8
2	(14)	4.2	2.4	1.5	0.9	891	401	64	58	3	3	65.7
対前年増減率(%)	(15)	0.0	$\triangle 4.0$	0.0	△10.0	$\triangle 0.4$	4.7	△27.3	△4.9	0.0	△87.5	8.1

注:乳用牛飼養頭数は、搾乳牛と育成牛の飼養頭数の合計である。

子牛生産費

1. 調査の目的

農業経営統計調査の肉用牛生産費統計は、 子牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄育成牛、乳用雄 肥育牛、交雑種育成牛、交雑種肥育牛の生産 コストを明らかにし、肉用子牛の保証基準価 格、牛肉の安定基準価格の算定、経営改善対 策の資料等を整備することを目的としている。

調査の結果は、肉用子牛生産者補給金の保証基準価格、合理化目標価格や、肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)の交付金の算定の資料として利用されるほか、各種政策の実施状況の把握や効果の検証等の資料として利用される。今回は子牛生産費の結果を報告する。

2. 調査の対象

各生産費統計における調査対象のうち、子 牛とは肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養して 子牛を生産し、販売または自家肥育に仕向け る経営体(個別経営)を指す。なお、「経営体(個別経営)」とは、2015年農林業センサスにおける農業経営体のうち世帯による農業経営を行う経営体のことである。

3. 調査期間

令和2年1月から12月までの1年間

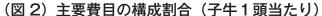
4. 調査対象経営体数

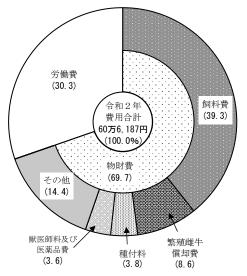
子牛:188経営体(うち、集計経営体数181 経営体)

注:集計経営体とは、調査期間中に脱落等に より調査不能となった経営体および調査 期間中の調査対象畜の飼養実績が調査対 象に該当しなかった経営体を除いた経営 体としている。

5. 調査結果の概要

子牛生産費調査の結果、繁殖雌牛を飼養し、 子牛を販売する経営における子牛1頭当たり 全算入生産費は66万4026円で、前年に比べ 1.3% 増加した。





注: 飼料費には、配合飼料価格安定 制度の補てん金は含まない。

(表5)子牛1頭当たり生産費

区 分	単位	令和元年	令和	2年	対前年度
<u>Б</u>	平匹	1 7 和几平	実 数	構成割合	増 減 率
子牛1頭当たり				%	%
物	円	415,680	422,324	69.7	1.6
うち 飼料費	"	235,611	237,993	39.3	1.0
繁 殖 雌 牛 償 却 費	"	48,909	52,091	8.6	6.5
種 付 料	"	21,467	22,775	3.8	6.1
獣医師料及び医薬品費	"	23,616	21,879	3.6	$\triangle 7.4$
労 働 費	"	183,010	183,863	30.3	0.5
費 用 合 計	"	598,690	606,187	100.0	1.3
生産費(副産物価額差引)	"	575,293	581,804	-	1.1
支払利子・地代算入生産費	"	585,466	592,530	-	1.2
資本利子・地代全額算入生産費	"	655,600	664,026	-	1.3
1 経営体当たり子牛販売頭数	頭	12.7	13.4	-	5.5
1 頭当たり投下労働時間	時間	124.20	120.71	-	△2.8

注:本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼 養して子牛を生産し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体(個別経営)を対象に実施した。

(表6) 子牛生産費の推移

区分	子牛1頭当たり全算入生産費	子牛1頭当たり販売価格	子牛1頭当たり投下労働時間
	円	円	時間
平成23年度	569,130	385,497	130.45
24	572,276	402,523	127.63
25	592,996	483,432	125.12
26	595,679	552,157	124.32
27	590,340	668,630	123.08
28	604,734	784,652	128.98
29	628,773	754,495	127.83
30	650,969	740,368	126.45
令和元年	655,600	735,646	124.20
2	664,026	658,653	120.71

資料:農林水産省統計部「畜産物生産費」(以下6まで同じ。)

注:調査期間は、平成30年度までは4月から翌年3月、令和元年以降は1月から12月である(以下6まで同じ。)。

(表7) 生産概況(1経営体当たり)

区 分		1経営体当たり 繁 殖 雌 牛	繁殖雌牛 評 価 額	主産	(h)	副産物 〔繁殖雌牛〕 1頭当たり〕		
		飼養月平均頭数	【初回種付時】	販売頭数 (1経営体当たり)	ほ 育・ 育成期間	販 売 時生 体 重	販売価格	きゅう肥 利 用 量
		頭	円	頭	月	kg	円	kg
平和元年	(1)	16.6	593,512	12.7	9.2	291.9	735,646	10,858
2	(2)	17.1	630,405	13.4	9.3	292.2	658,653	10,980
対前年増減率(%)	(3)	3.0	6.2	5.5	1.1	0.1	△10.5	1.1
飼養頭数規模別								
2~ 5頭未満	(4)	3.3	653,459	2.7	9.4	301.6	675,822	11,403
$5 \sim 10$	(5)	6.3	760,326	5.4	9.4	312.8	722,185	8,328
10~ 20	(6)	14.0	611,379	11.0	9.4	294.0	639,114	12,525
20~ 50	(7)	29.8	625,688	22.3	9.3	287.1	636,370	13,185
50~100	(8)	64.7	570,791	51.3	9.5	291.1	639,837	9,389
100頭以上	(9)	113.0	647,226	89.7	9.0	281.9	713,751	8,060

農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)〔令和4年1月分〕

(独)農畜産業振興機構は、令和4年1月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱(平成30年12月26日付け30農畜機第5251号)第4の6の(5)のオの規定および同(5)のカの規定により準用する同(1)から(4)までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和4年5月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価(概算払)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1
北海道	1,183,809円	1,103,497円	_	埼玉県	1,211,272円	1,077,263円	_
青森県	1,203,163円	1,089,907円	_	千葉県	1,211,272円	1,068,275円	_
岩手県	1 202 162 [1]	1,033,863円		東京都	1,211,272円	1,059,636円	_
(日本短角種を除く。)	1,203,163円	1,033,803	_	神奈川県	1,211,272円	1,104,692円	_
岩手県 (日本短角種) 686	686.894円	711.229円	15,901.5円	山梨県	1,211,272円	1,064,454円	_
	000,034[]	711,225	15,901.5	長野県	1,211,272円	1,077,960円	_
宮城県	1,203,163円	1,069,219円	_	静岡県	1,211,272円	1,078,196円	_
秋田県	1,203,163円	1,074,868円	_	新潟県	1,204,992円	1,062,090円	_
山形県	1,203,163円	1,036,862円	_	富山県	1,204,992円	1,124,473円	_
福島県	1,203,163円	1,080,991円	_	石川県	1,204,992円	1,109,478円	_
茨城 県	1,211,272円	1,096,471円	_	福井県	1,204,992円	1,148,022円	_
栃木県	1,211,272円	1,085,772円	_	岐阜県 ※2	1,367,331円	1,120,343円	_
群馬県	1,211,272円	1,097,307円	_	愛知県	1,201,857円	1,057,479円	_

(つづく)

(つづき)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1
三重県	1,201,857円	1,067,633円	_	徳島県	1,246,521円	1,078,275円	_
滋賀県	1,274,529円	1,100,287円	_	香川県	1,246,521円	1,097,387円	_
京都府	1,274,529円	1,104,406円	_	愛媛県	1,246,521円	1,079,629円	_
大阪府	1,274,529円	1,057,912円	_	高知県	1,246,521円	1,087,069円	_
兵庫県	1,274,529円	1,068,198円	_	福岡県	1,233,060円	1,084,449円	_
奈良県	1,274,529円	1,091,121円	_	佐賀県	1,233,060円	1,073,960円	_
和歌山県	1,274,529円	1,075,145円	_	長崎県	1,233,060円	1,073,419円	_
鳥取県	1,211,722円	1,092,665円	_	熊本県	1,233,060円	1,095,446円	_
島根県	1,211,722円	1,048,046円	_	大分県	1,233,060円	1,087,468円	_
岡山県	1,211,722円	1,043,782円	_	宮崎県	1,233,060円	1,098,419円	_
広島県	1,211,722円	1,060,858円	_	鹿児島県	1,233,060円	1,096,601円	_
山口県	1,211,722円	1,056,862円	_	沖縄県	1,187,212円	1,030,930円	_

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価(概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
交雑種	711,650円	701,039円	_
乳用種	452,170円	509,142円	45,274.8円

- ※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から6,000円を控除した額です。
- ※2 ※2を付した岐阜県については、都道府県標準販売価格が、全国一円を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。
- 注1) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。
- 注2) 令和2年3月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、令和3年5月末日までに積立金が不足した以下 の都道府県において、令和3年4月以降に販売された登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4 分の3相当額)の支払いとなります。

(肉専用種)

北海道、青森県、岩手県(日本短角種を除く。)、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(交雑種)

東京都、京都府